常陸太田市
中小企業等事業承継補助金

事業承継を検討している中小企業・個人事業主の皆様へ

本市内において優れた経営資源を持ちながら後継者問題等の課題を抱える中小企業者の事業を継続させ、技術・サービスや雇用の喪失を防ぐとともに、地域経済の活性化を促進するため、事業承継に係る費用の一部を補助します。

補助上限額

1事業者につき1会計年度当たり

１００万円



◆補助対象経費の総額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)
◆予算の範囲内における補助とします。

対象事業・対象経費

補助対象事業	補助対象経費
事業承継計画策定	初期診断、課題分析、コンサルティング、事業承継計画の作成及び企業価値の算出に係る経費
事業所改修工事	解体工事、外壁工事、看板設置工事、内装工事、建具工事、給排水衛生設備工事、電気設備工事、空調・冷暖房設備工事、ガス設備工事
設備購入	設備の購入費 ※ただし、事業計画書の事業内容に具体的な記載のあるものに限る。

◆年度内に事業が完了し、実績報告(支払いまで完了)したのもが対象になります。

手続きの流れ

①交付申請
【申請者】
裏面に掲載の申請書等を提出します

②交付決定
【市】
交付決定通知書を送付します

③実績報告書の提出
【申請者】
実績報告書(様式第6号)を提出します
補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで

④補助金確定
【市】
補助金確定通知書を送付します

⑤交付請求
【申請者】
交付請求書(様式第8号)を提出します

⑥補助金交付
【市】
指定の口座へお振り込みします

対象者

補助の対象となる事業者は、下記に掲げる要件の全てを満たすものとする。
・本店登記が本市内にある(個人にあっては本市内に住民登録を行っている)中小企業者であること
・別表1に掲げる業種に属する事業を営む者であること(別表2に掲げる業種に属する事業を営む者を除く)
・許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること
・確定申告を一期以上行っており、市税等の滞納がないこと(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く)
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと(役員等を含む)

別表1

日本標準産業分類(平成25年10月改定)による次に掲げる業種。(カッコ内の英字・数字 は分類符号) (C)鉱業、採石業、砂利採取業、(D)建設業、(E)製造業 (F)電気・ガス・熱供給・水道業、(G)情報通信業、 (H)運輸業、郵便業、(I)卸売業、小売業 、(J)金融業・保険業 (K)不動産業、物品賃貸業、(L)学術研究、専門・技術サービス業 (M)宿泊業、飲食サービス業、(N)生活関連サービス業、娯楽業 (O)教育、学習支援業 、(P)医療・福祉、(Q)複合サービス事業 (R)サービス業(他に分類されないもの)

別表2

日本標準産業分類による次に掲げる業種 (7291)興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの) (7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団 (8094)芸ぎ業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 (9299)集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く) (93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、 (96)外国公務

申請に必要な書類

・交付申請書(様式第1号)
・事業計画書(実績報告書)(様式第2号)
・必要経費及びその内訳が分かる書類(見積書の写し等)
・法人にあっては履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)及び確定申告書の写し、 個人事業主にあっては確定申告書の写し
・市税等に滞納がないことの証明書
・その他市長が必要と認める書類

提出先・お問い合わせ先
常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課
〒313-8611　常陸太田市金井町3690
TEL：0294-72-3111(内線621・622)　FAX：0294-72-0288
E-mail：yuchi@city.hitachiota.lg.jp
HP：https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page008938.html

事業承継